

# 小規模

## 『掛金払込証明書』のイメージ



郵便はがき

小規模企業共済掛金払込証明書は年末調整の確定申告などご使用のときまで大切に保管してください。

重要  
親展

〒105-8433  
東京都港区虎ノ門3-5-1  
虎ノ門ビル6F  
設立行政法人 中小企業基盤整備機構  
共済相談室 050-3541-7171

※「案内」の欄にあります。  
この欄には記入していただきません。

小規模企業共済掛金払込証明書

平成25年1月から平成26年1月までの掛金払込状況を確認し、内容をご確認のうえお送りください。

住所	氏名
〒105-8433 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門ビル6F 設立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室	氏名
加入年月	掛金月額
H 5年 3月	50,000円
H25年 9月分まで払込額 (注: 払込額中)	未払分
ただし、今年中の掛金の繰上払込額は、	月分
① 月分	月分
② 月分	月分
前払掛金	0円
上記のほか、平成24年初期の 未払掛金	0円
平成25年11月	

〒105-8433  
東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門ビル6F  
設立行政法人 中小企業基盤整備機構

小規模企業共済掛金の所得控除の証明について

この証明書は、小規模企業共済掛金の掛金払込状況を確認し、内容をご確認のうえお送りください。

- この証明書は平成25年1月1日から平成26年1月31日までの掛金の払込状況を確認したものです。
- この証明書は平成25年1月1日から平成26年1月31日までの掛金の払込状況を確認したものです。
- この証明書は、掛金の払込状況を確認したものです。
- この証明書は、掛金の払込状況を確認したものです。
- この証明書は、掛金の払込状況を確認したものです。

※この証明書は、掛金の払込状況を確認したものです。

※ 平成25年11月にお送りした『掛金払込証明書』のイメージです。  
なお、平成26年2月にお送りする『掛金払込証明書』は、レイアウトが若干異なります。

# 国民年金 (11月発送) 平成25年社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

被保険者氏名 XXXXXXXXXXXXXXX 性 別

性 別 XXXXXXXXXXXXXXX

平成25年中(1月1日から9月30日まで)に納付していた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明いたします。

証明日 平成25年10月1日

成人徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

平成25年中の納付済保険料額

納付済額	納付済保険料の証明額	額
		2,222,229円

(参考)

①見込額	10月1日から12月31日まで に納付が見込まれる保険料額	2,222,229円
②合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	2,222,229円

●「済」は今年中に納付された月を、「見」は納付が見込まれる月を示しています。  
●11月分保険料(口座振替の早期の方は12月分保険料)は、翌年の11月末日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

●社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ

●「合計額」欄に金額がある方は、「合計額」欄の額を、記載がない方は、「納付済額」欄の額を申告してください。  
●10月1日から12月31日までに、「納付済額」欄または「合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の納付証書を添付して申告してください。

〇印影の貰与方法等は後日指示する。